

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年6月9日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900228 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000004 号

## 第 1 結論

昭和 60 年 5 月 27 日から同年 6 月 3 日までの期間について、請求者の A 病院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 27 日から同年 6 月 3 日まで

請求期間は国民年金の加入期間と記録されているが、A 病院に継続して勤務しており、給料から厚生年金保険料が毎月引かれていたため、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及び国家公務員共済組合連合会 A 病院（厚生年金保険の適用事業所名は A 病院、以下「A 病院」という。）が提出した請求者に係る雇用保険被保険者台帳によると、請求者は、昭和 59 年 6 月 1 日から昭和 60 年 5 月 26 日までの期間及び同年 6 月 3 日から昭和 61 年 1 月 31 日までの期間は、同病院で勤務していることが確認できる。

また、A 病院が提出した請求者に係る社会保険保険番号一覧表には、「59. 6. 1 60. 5. 27」「60. 06. 03 61. 02. 01」と記載されており、前述の雇用保険被保険者記録と符合し、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A 病院は、請求者が請求期間中も継続して勤務していたかについては、勤務実績を証明する書類が残っていないため不明であり、賃金台帳及び源泉徴収簿はないとしている。

加えて、請求者が名前を挙げている者及び請求期間前後 1 年間に A 病院の厚生年金保険記録を複数回確認できる者に照会したが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900235 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000005 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 \* 月 \* 日から昭和 57 年 \* 月 \* 日まで  
ねんきん定期便では、請求期間の月額が 6 万 4,000 円及び 6 万 8,000 円とされているが、実際の給与月額は 17 万円だった。  
当時の給料明細書等は所持していないが、同僚が総務省年金記録確認第三者委員会に申立をした際に、私が証言したことがあり、その同僚の記録は訂正されている。  
請求期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険の適用事業所記録によると、A 社は平成 22 年 6 月 16 日に適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は、請求者に係る賃金台帳等は保管していないと回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出、給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、請求者が請求期間当時の給与の振込先であったとする銀行は、請求期間当時の取引明細は残っていないとしている。

さらに、請求者は、請求期間当時の給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額を確認できる自身の給料明細書等を所持していない。

なお、請求者が主張する同僚の記録訂正にあたっては、当該同僚が提出した給与明細書から、申立期間において、その主張する標準報酬月額 (17 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められたが、請求者についてはこれらの資料はなく、当該同僚が提出した給与明細書から請求者の給与支給額及び保険料控除額を推認することもできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900240 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000006 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 12 月 29 日まで

私は、昭和 59 年 10 月 1 日から昭和 60 年 12 月 28 日まで、A 社 C 支店にてパートタイムで勤務していた。厚生年金保険の資格喪失日が昭和 60 年 5 月 1 日となっているが、同日以降勤務形態は変わっておらず、他の職員と同様に勤務しており、パートと社員の区別なく仕事をしていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

日本年金機構が提出した A 社 B 支店が昭和 60 年 12 月 28 日付けで請求者宛に作成した同年同月 16 日から同年同月 31 日までに係る給与の支払内訳とみられる書類、請求者が提出した給与の振込先とする預金通帳の記載内容及び同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答から判断すると、請求者は、請求期間において A 社 C 支店で勤務していたことは推認される。

一方、前述の給与の支払内訳とみられる書類には、時給単価に総時間数を乗じた支給額の記載及び源泉徴収税についての記載はあるものの、厚生年金保険料控除に係る記載はない上、請求者の雇用保険被保険者記録によると、A 社 B 支店に係る離職年月日は昭和 60 年 4 月 30 日であり、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日である同年 5 月 1 日と符合する。

また、A 社 B 支店に係る請求期間当時の社会保険事務担当者は、パート社員への対応は当時の支店長及び次長が本社に確認しながら対応していた旨陳述しているが、当時の支店長及び次長は既に亡くなっており、請求者へ A 社 C 支店での勤務を依頼した者からも回答を得ることができない上、全喪時の事業主は、請求者に係る賃金台帳及び出勤簿等の資料はないと回答していることから、請求者の主張について確認することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。